

**ご注意ください!**

以下の対象製品については、ご購入の際は必ずPSマークの表示が付されているかお確かめください。残念ながら、PSマークの表示がない対象製品が販売されているといった通報を多数頂いております。

もし、誤って表示のない対象製品をご購入された場合、安全性が確認されていないので、注意が必要です。PSマークの貼付がない製品だった場合は、経済産業省（03-3501-4707）までご連絡下さい。

## 1. PSマークとは何か？

製品安全4法（消費生活用製品安全法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、ガス事業法及び電気用品安全法）では、危害発生のおそれがある製品を指定しており、製造・輸入事業者に対して国が定めた技術基準の遵守を義務付けています。

その中で技術基準を満たした製品については、製造・輸入事業者においてひし形又は丸形のPSマークの表示が義務付けられています。

## 2. PSマーク表示義務がある主な対象製品について

### ①消費生活用製品安全法



- ・携帯用レーザー応用装置
- ・ライター
- ・乳幼児ベッド



- ・乗車用ヘルメット
- ・家庭用圧力なべ及び圧力がま
- ・石油ストーブ

### ②電気用品安全法



- ・ACアダプター
- ・延長コード
- ・電気マッサージ器



- ・モバイルバッテリー
- ・LEDランプ
- ・ヘアアイロン



### ③ガス事業法



・ガスストーブ（半密閉燃焼式）



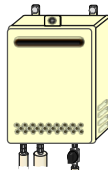
・ガス瞬間湯沸器（半密閉燃焼式）



・ガスこんろ



・ガス瞬間湯沸器  
（半密閉式以外のもの）



### ④液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律



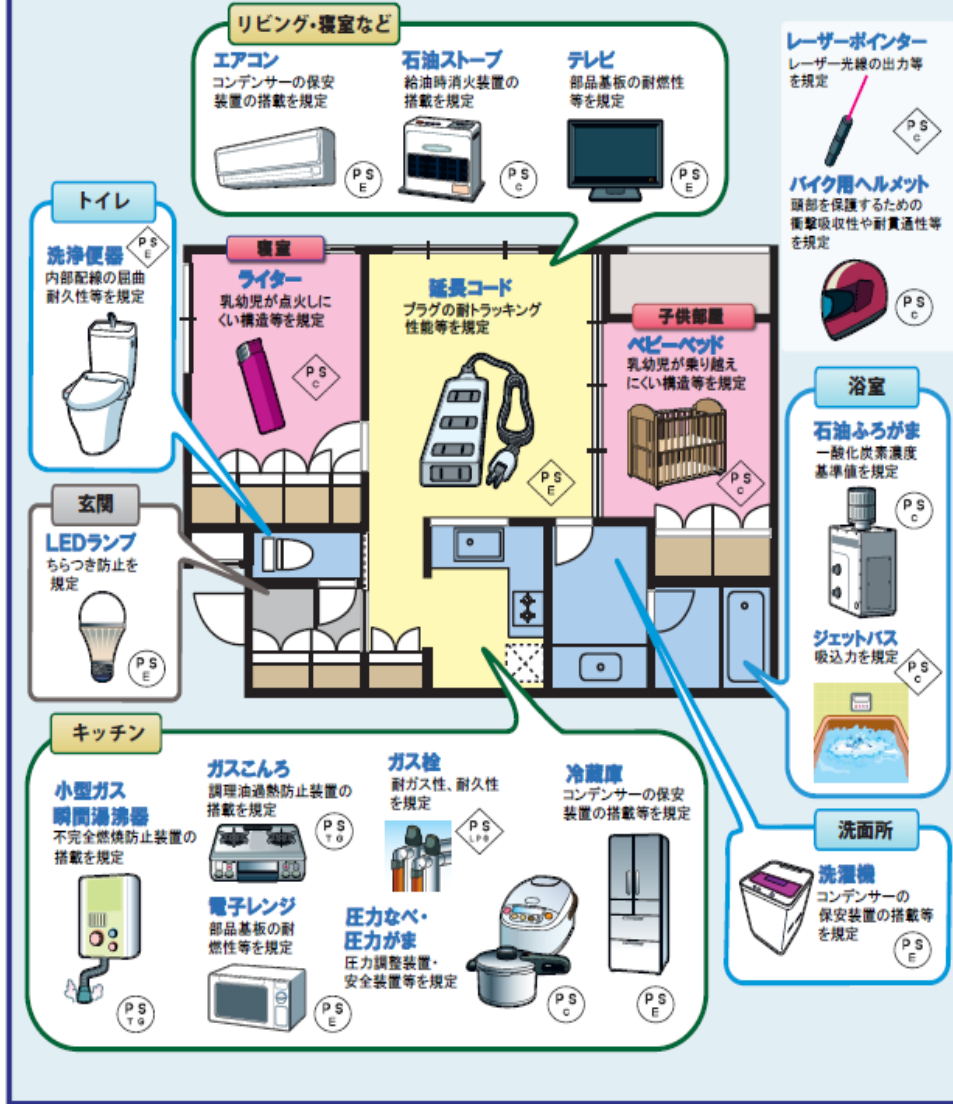
・カートリッジガスこんろ



・ガスストーブ（カセットボンベ使用）



### 身の回りにある PS マークが表示された製品の例示



## 3. 問い合わせ先

経済産業省産業保安グループ製品安全課

電話：03-3501-4707 E-mail：metipsd-ihan@meti.go.jp

本件に関する詳細は「製品安全ガイド」で検索

製品安全ガイド

